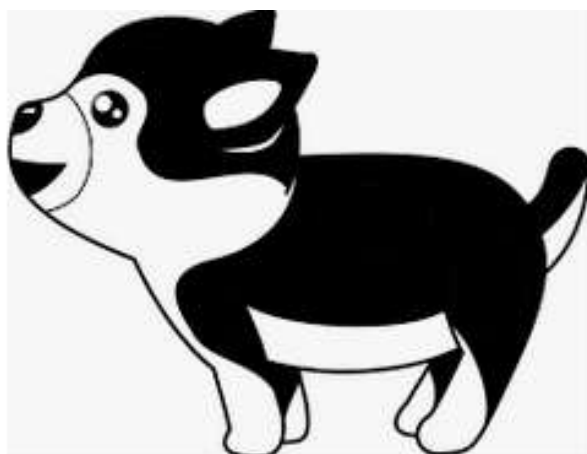


避難所共通運営マニュアル

別冊（ペット版Ⅱ）



平成31年2月

坂 祝 町

1 避難所での基本的なペットの対応の考え方

災害発生時には、飼い主がペット飼育等のために二次災害にあったり、車上生活を余儀なくされたりするなど、安心・安全を損なうことがないように、ペットと一緒に避難することが重要です。

しかし、避難所は動物を嫌いな人や苦手な人、アレルギーを持った人など多くの人が集まる場所です。飼い主は他の避難者に不安感や不快感を与えないように注意し、他の避難者の理解が得られるように、飼い主自らが平時から対策を行うとともに、避難所では動物が受け入れられやすい環境づくりを心がけましょう。

【同行避難】

「同行避難」とは、「災害発生時に、飼い主が飼育しているペットを同行し、避難所まで安全に避難すること」をいいます。避難所内での人とペットが同一の空間で居住できることを意味するものではありません。

自宅が安全であり、定期的にペットの世話をするために戻れる状況にあるのであれば、在宅避難も選択肢の一つです。その場合も、毎日の食事の世話や健康状態の確認が大切です。

【対象動物】

同行避難の対象となる動物は、犬、猫などの愛玩動物です。また、避難所で飼育できる動物は原則として犬や猫、げっ歯類などの比較的小型の動物です。

なお、身体障害補助犬法で定められた補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）については、公共施設等での同行が認められています。

【管 理】

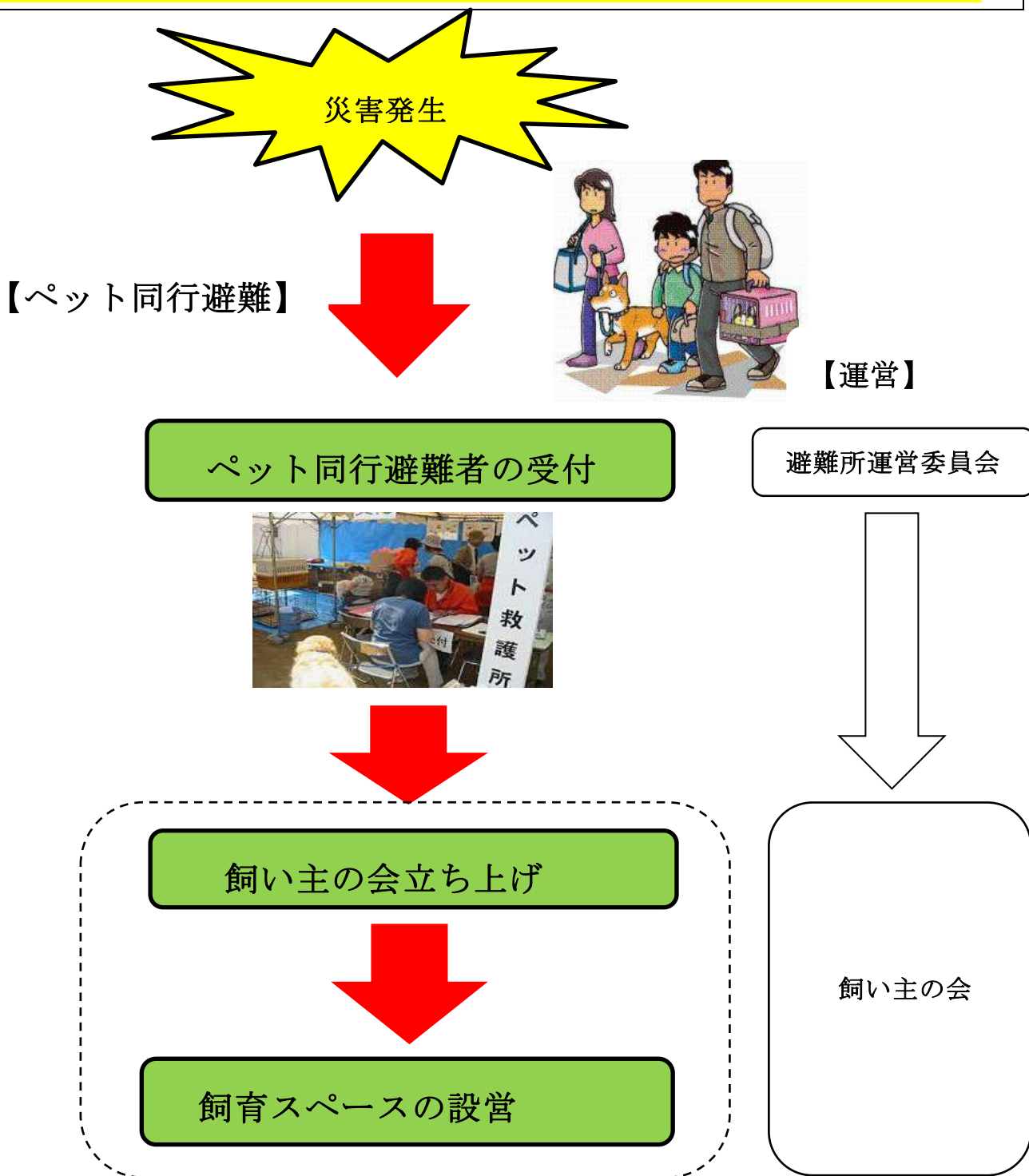
避難所におけるペットの飼育は、原則として飼い主自らが行います。

飼い主が共同でペットの飼育を行うために、飼い主全員で「飼い主の会」を立ち上げ支え合い、協力して管理を行います。

飼い主が負傷等で飼育が困難な場合は、他の飼い主やボランティアの協力の元に飼い主の会が中心となり飼育します。

管理は、避難所運営委員会から飼い主の会に移行します。

2 災害発生直後（初動期）の手順



こんな時はまず自分自身の避難を！

(やむを得ず、ペットを置いて避難することもあり得ます。)

- ① 飼い主が生命の危険にさらされて至急避難しないといけないとき
- ② ペットが隠れてしまう等、なかなか保護できないとき
- ③ 一人ではペットを同行して安全に避難することができないとき

⇒ 発災直後に同行避難することが難しければ、ペットをすぐ連れ出せる安全な状態にして、一時家に残すことになるため、(窓の内側など) 外から見える場所に動物種・頭数・名前等貼り紙をしておくとうい。

ペット同行避難者の受付

- ① 同行避難者用受付窓口を設置します。
- ② ペット飼い主台帳を使用して受付を開始します。
- ③ 飼い主の「共助」で運営する「飼い主の会」の一員となることや飼育ルール順守の説明をします。
- ④ 飼い主にケージ札を渡し、記入の上ケージに装着してもらいます。

「飼い主の会」立ち上げ

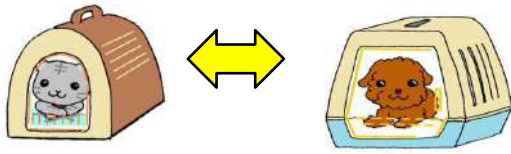
飼い主が協力してペットの飼育管理を行えるように、避難した**飼い主全員**で飼い主の会を立ち上げます。

- ① 飼い主全員から**数名の代表者**を選出します。
- ② 飼い主の会は、避難者や飼い主へのルールの周知や情報共有など、**飼い主全員が協力**してペットの管理が行えるよう活動します。
- ③ 飼い主の会においても、飼い主同士で情報を共有できるよう、**定期的にミーティング**を実施します。

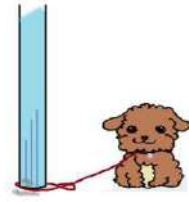
飼育スペースの設営

- ① 貼り紙や区画線などで**飼育スペースを明確**にする。
- ② 屋内では、床を汚さないようビニールシート等を敷いて、掃除しやすくする。
- ③ 飼い主の会の責任者の指示のもと、ペットの**種類ごと**になるべく分けて収容する。
- ④ 鳴きあったりストレス防止のため、ケージの周囲を段ボールやタオル等で覆い、仕切りを設置するとともに、**適切な距離**をとったり目隠しを行う。
- ⑤ 屋外に飼育スペースを作るときはテントやブルーシートを活用して、**直射日光、雨や風よけ**の整備をする。
- ⑥ ケージ等に入れられないペットは、**支柱等に繋ぎ止める**。
- ⑦ 噛みつき事故防止のため、**関係者以外の立ち入り禁止**の表示をする。
- ⑧ 他の避難者の理解を得るため、**飼育ルールを掲示**して周知する。

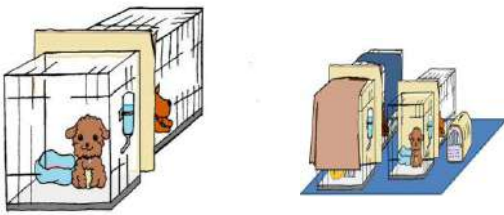
設置イメージ



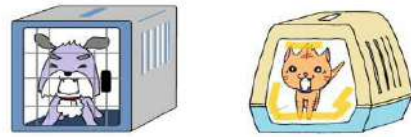
なるべく種ごとわかる距離を置く。



ケージがない場合は支柱につなぐ。



ダンボール等で目隠しをする。



吠える犬や鳴く猫については、人の出入りのある入り口付近からなるべく遠ざける。

3 避難所での避難生活開始

飼育ルールを守って管理を行い、周囲の人への配慮を忘れないようにしましょう。

動物は慣れない環境でストレスがたまり、逃げ出そうとすることもあります。災害時に逃げ出した動物を保護できる可能性は平時よりもずっと低くなります。

また、逃げ出した動物によって事故が起こることもあります。これらを防止するため、戸締りしている場所でケージを開ける、つなぎ留めた犬にリードを付ける際には、まずリードを2つつけるなど逃げ出し防止を徹底しましょう。

事故防止のため、飼育スペースには、関係者及びボランティア等の協力者以外は立ち入らせないようにします。

飼い主全員で共同して行うこと

役割分担をし、飼い主同士で調整しながら管理しましょう。

① 飼育スペース全体やその周辺の掃除、消毒

床面や壁面を汚さないようにビニールシート等を使用し、汚れが残らないように配慮しましょう。

② ペット用トイレの掃除、糞尿の処理

排せつ後のトイレシートや猫砂、おがくずはビニール袋に入れ、硬く口を閉じて、さらに大きなビニール袋かふた付きのごみ箱に入れます。災害発生初期はゴミの収集が遅滞するので、臭いが外部に漏れないよう、何重にも密閉することが重要です。散歩中に排せつする犬は、避難所からなるべく離れた場所で排せつさせ、糞はビニール袋で必ず回収します。放置された糞は飼い主のマナーの悪さと受け取られ、他の避難者との対立の原因となります。また、電柱や樹木への排尿も苦情の原因となります。

水で洗い流せば多少は軽減されますが、別々の犬が同じ所で放尿する傾向があるので、やはり避難所近くの電柱等は避けるべきでしょう。

③ 犬の散歩

避難所での犬の鳴き声の原因はストレス、警戒、不安など様々で、個別に対処するのは非常に困難です。しかし、犬を散歩させることで鳴き声の問題はかなり軽減できます。犬の避難生活では、他の避難者に迷惑をかけないためにも、犬自身が落ち着くためにも、散歩が非常に重要です。また、飼い主にとっても運動はストレス解消になります。他人を咬むおそれがない。

飼い主自身が行うこと

日頃おとなしいペットでも、災害発生時は慣れない環境で神経質になります。慣れない他人に対しては思わぬ攻撃を行う事もあるので、ペットによる危害防止のためにも世話は飼い主自身で行うことが原則です。特に苦情になりやすい糞尿の臭いを抑えるためには、できるだけ早く片付けることが重要です。

ペットの体調に異変を感じたら、必要に応じてかかりつけの獣医師などに相談してください。

- ① 給餌、給水、食べ残したエサの片づけ
- ② ケージ内の糞尿の処理や掃除
- ③ ケージ周辺の掃除
- ④ 犬の散歩

⑤ 自分のペットに係る苦情の対応

他の避難者からのペットに関する苦情等トラブルが生じた時は、原則として、飼い主自身が対応します。自身での解決が困難な場合は「飼い主の会」に相談し、仲介をしてもらいます。



4 平時の備え

飼育スペースの検討

フード、水やケージ、リード、その他の用具などペットの飼育に必要な資材等は、原則として飼い主が各自で持参します。

① 暑さや寒さ、雨風の影響を受けにくい場所

ほとんどのペットは、室内で飼育されることが多く、そのため温度の変化に強くありません。夏の暑さや冬の寒さを避ける場所として、屋内施設の一室やテント、倉庫を利用するのが理想ですが、それが難しい場合は、屋根がある場所もしくはブルーシートで屋根を作ったり、段ボールで覆いましょう。

② ペットと人との動線が交わらない場所

飼い主以外の人（特に子供）が動物に触ろうとして咬まれたり引っかかれたりする事故を防ぐために、居住区画で頻繁に利用する動線からは離れたほうがよいでしょう。動物も人間の行き来によるストレスで病気にかかりやすくなります。

③ 鳴き声や臭いが人の居住区画にできるだけ届かない場所

鳴き声やにおいなどによるトラブルを避けるため、避難者が起居する場所からできるだけ離すか、防音性の高い部屋や倉庫で飼育しましょう。できれば、炊事場や洗濯場所からも離れた場所が望ましいでしょう。

④ 可能であれば動物種ごとに分離した場所

犬と猫のように異種の動物の存在は、動物同士の間に関係からくるストレスが生じます。

そのため、鳴き声の問題が発生したり、ペットはストレスから病気を発症したりします。

可能なかぎり飼育スペースの中でも動物種ごとに区画を分けましょう。特に犬のように鳴き声の問題になりやすい動物は、他のペットとは別の場所を検討することが望ましいです。

避難所でのペット飼育ルールの設定や同行避難訓練の実施

平時から基本的な飼育ルールを決めましょう。

ペットを飼育していない避難者にも理解が得られるように、日頃から地域での話し合いや避難所運営訓練を行う際にあわせて同行避難訓練の実施をするなど、ペットとの同行避難や避難所での飼育ルールの地域への浸透を図っておきます。

① 避難所内では人が優先

ルールを守り、ペットが苦手な方にも十分配慮して飼育します。

② ペットは居住区画とは別の決められた場所で飼育する

避難所では、ペットの苦手な方やアレルギーをお持ちの方もいます。周囲に配慮し、人の居住場所には入れません（補助犬を除きます）。

③ ペットの飼育・管理は必ず自分で行う

ペットの飼育を行政職員や他の避難者が行うことは原則としてありません。飼い主自身が責任を持って毎日世話をし、飼育スペース等は清潔に保ち、特に臭気が発生しないよう管理をします。

★ 避難所における飼育ルール

ペットのトラブルは、時には避難所全体の問題となります。大事なペットのためにも飼い主自身が責任をもって飼育し、お互いが気持ちよく過ごしやすい避難所環境をつくりましょう。

① 避難所内では人が優先

避難所運営委員会と飼い主の会が定めたルールを守り、ペットを飼っていない人へも十分配慮して飼育しましょう。

② 決められた場所で飼育

飼育場所、散歩場所、トイレの場所等決められた場所のみで飼育しましょう。避難所には、動物が苦手な方や動物のアレルギーをお持ちの方もいます。周囲の人への配慮をし、ペットの飼育場所は、人の居住場所と分けます（補助犬を除く）。

③ 自分のペットの世話は自分で

避難所の運営者はペットの世話はしません。飼い主自らが責任を持って、世話をしましょう。飼育スペースは常に清潔に保ちましょう。

④ 飼い主の会への参加

動物種に関わらず飼い主全員で「飼い主の会」を立ち上げ、協力してペットの飼育・管理をします。

【飼い主の会の活動】

① 避難所運営委員会が定めた場所にペットの飼育場所を設置

② 登録名簿への登録及び名簿の管理

③ ペットの飼育場所への収容

④ 会員全員での飼育ルールの確認及び飼育・管理に関する作業分担、当番の決定 飼い主全員（飼い主の会）で共同して行うこと。

役割分担をし、飼い主同士で調整しながら管理しましょう。

⑤ 飼育スペース全体やその周辺の掃除、消毒

避難所としての機能終了後は元の用途に使用されます。

床面や壁面を汚さないようにビニールシート等を使用し、汚れが残らないように配分しましょう。

⑥ ペット共用トイレの掃除、糞尿の処理

においては苦情の原因ともなります。適切に管理しましょう。

⑦ ペット救援物資の搬入、仕分け、配分

⑧ 飼い主不明動物の一時的な飼育（動物愛護センターが収容するまで）

センターが収容するまでの間、一時的な飼育の御協力をお願いすることがあります。

⑨ 飼い主自身が行うこと

日頃おとなしいペットでも災害発生時は慣れない環境で神経質になります。ペットによる危害防止のためにも世話は飼い主自身で行うことが原則です。

⑩ 給餌、給水、食べ残したエサの片づけ衛生的にするためにも毎日管理をしましょう

⑪ ケージ内の糞尿の処理や掃除

⑫ ケージ周辺の掃除

⑬ 犬の散歩

⑭ 他の避難者からのペットに関する苦情等トラブルが生じた時は、飼い主自身で対応します。一人で解決できない問題に対しては、飼い主の会で対応します。

ペット飼育台帳

No. _____

避難所名 _____

番号	飼い主	ペットの種類	ペットの名前	性別	体格	毛色	登録日	退所日	備考(ワクチン接種の有無等)
①	氏名			オス・メス			/	/	
	住所								
	TEL								
②	氏名			オス・メス			/	/	
	住所								
	TEL								
③	氏名			オス・メス			/	/	
	住所								
	TEL								
④	氏名			オス・メス			/	/	
	住所								
	TEL								
⑤	氏名			オス・メス			/	/	
	住所								
	TEL								
⑥	氏名			オス・メス			/	/	
	住所								
	TEL								
⑦	氏名			オス・メス			/	/	
	住所								
	TEL								
⑧	氏名			オス・メス			/	/	
	住所								
	TEL								
特記事項 (避難者からの苦情、トラブル、環境等)									

ケージ札	
避難所名	
番 号	
飼い主名	
ペットの名前	
特記事項	

ケージ札	
避難所名	
番 号	
飼い主名	
ペットの名前	
特記事項	